

### 第3号議案 特別決議

#### 共謀罪（テロ等準備罪）創設に反対する決議

共謀罪（テロ等準備罪）が閣議決定された。安倍首相は過去3度廃案となった共謀罪とは全く異なる法案だと強弁している。しかしその内容は共謀を計画と言い換えただけで、犯罪を共同して実行しようとする意思を処罰の対象とする、すなわち捜査機関が「考えた」と認定するだけで処罰されるという骨格が維持されている。これは現行刑法の体系を根底から覆すものである。

また法案には対象集団として「テロリズム集団その他」と例示されており、労働組合や市民団体のように、もともと適法な活動を目的とする団体であったとしても、捜査機関が重大な犯罪を共謀（計画）したと判断しさえすれば、「組織的犯罪集団」と認定され、共謀罪の対象となる。今後は捜査機関によって恣意的に拡大解釈され、権力側に都合が悪い活動に対して共謀罪が用いられる危険性が高い。具体的には反原発や反基地などの抗議行動で、違法性が認定されたり、構成員が犯罪を行ったと捜査機関が判断すれば、組織的犯罪集団と認定されるケースが想定される。現在でも適当な理由を付けて逮捕・勾留し、否認すると長期間釈放しないなど、「人質司法」と呼ばれる捜査手法が取られており、これを司法も追認している。デモに関しても「絶叫戦術はテロ行為と本質においてあまり変わらない」と与党幹事長が主張した例があり、一般のデモ参加者が共謀罪によって逮捕される危険性すら存在する。このように共謀罪の創設によって、市民の権利侵害が多発し、組合活動や市民運動が冤罪へと陥れられたり、結果的に無罪や不起訴となったとしても、活動が萎縮することは明らかである。

共謀罪の対象犯罪は、以前の閣議決定に反して、277種類に縮小されたが、依然として大学の構成員が抵触する可能性がある法律が多数存在する。例えばビラ配りや座り込みが威力業務妨害として組織犯罪処罰法違反となり、米軍のフェンスを傷つけたり軍用物の損壊を行えば日米地位協定違反に、さらに補助金等の不正受給や、著作権侵害も共謀罪の対象法律であり、明らかにテロ対策とは無関係な法律が多数含まれている。

さらに共謀罪が成立した場合、犯罪の共謀（計画）性を立証するために、監視カメラの活用や密告の奨励と並んで、様々な電子的な手法による盗聴（通信傍受）がさらに拡大することが懸念される。すでに米国ではNSA（国家安全保障局）による、日本を含む全世界の一般市民を対象とした盗聴が行なわれている事実が暴露されている。一方日本では、今までの通信傍受の範囲を大幅に拡大する盗聴法改定が昨年行われた。この盗聴法と、すでに導入された特定秘密保護法と共謀罪とを組み合わせることで、盗聴がさらに拡大され、日常のコミュニケーションが捜査対象にされることになる。国会答弁でも共謀罪の合意は手段を限定しないとされ、意思疎通の手段として、電話や電子メール、LINEが例示されている。大学生など若者は、メールやLINEなどのSNSを使う頻度が高く、無制限な情報収集によってプライバシーが侵害され、意図しない犯罪に巻き込まれる危険性がいっそう高まっている。

このように共謀罪は、言論の自由を侵害し、民主主義に逆行するものであり、私たち大学教職員は、その創設に断固として反対する。

関西地区私立大学教職員組合連合第9回大会

2017年3月24日